

お客さま各位

## 比較可能な商品の提示・推奨方針等のご案内

この度は、当社に保険商品ご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

当社は多様な保険商品の中から、お客さまのご意向に基づいた商品をご提案する機会を確保するため、複数の生命保険会社、損害保険会社と代理店契約を締結しております。

当社では、お客様にその中から「直近 1 年間の販売実績や各種手続きにおけるお客様サービス等の充実度」等を勘案し、予め特定の保険会社を選定し当該保険会社の商品をお勧めする方針としています。

ご加入にあたっては下記「当社の推奨方針(特定の保険会社を推奨する理由)」について、必ずご確認の上、ご加入をご判断いただきます様お願い致します。

### 1. 当社の取扱保険会社は以下の通りです。

【生命保険会社 4 社】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

日本生命保険相互会社

エヌエヌ生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

### 2. 当社の推奨方針(特定の保険会社を推奨する理由)

弊社では、以下の観点を総合的に勘案し、取扱保険会社の中から予め選定した保険会社をお客さまに推奨しています。

- ① 直近 1 か年の販売実績
- ② 当該保険会社の新契約・保全手続きにおけるお客さまサービス体制の充実度
- ③ 当該保険会社の当社における事務の精通度

推奨保険会社は以下の通りです。

【生命保険会社 1 社】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

### 3. 特定の保険会社、保険商品、または上記以外のご提案をご希望される場合

特定の保険会社、保険商品、または前項で当社が推奨する保険会社、保険商品以外の提案をご希望の場合には、当社担当者にお申し付けください。当社取扱商品の範囲内で、ご意向に沿った保険会社、保険商品をご提案いたします。

#### 4. 募集人の制限について

##### 【生命保険募集人】

- ・ 当社の生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ ご契約の成立後にご契約内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関する生命保険会社の承諾が必要になります。
- ・ 当社の生命保険募集人には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。保険会社所定の「告知書」にご記入されたことと、保険会社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

##### 【損害保険募集人】

- ・ 当社の損害保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、または契約締結の代理権を有しています。
- ・ 当社の取扱保険商品によっては、当社の損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。
- ・ お客さまに告知頂いた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知頂きますようお願いいたします。

#### 5. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、生命保険会社および損害保険会社より保険募集業務の委託を受けて、当該業務の遂行に必要な範囲内で利用します。それら以外の他の目的に利用することはありません。

詳しくは、当社ホームページの「プライバシーポリシー」をご参照ください。

策定日:2025年8月17日